

## 令和5年第5回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年5月22日 午後4時00分

閉会 令和5年5月22日 午後4時35分

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明

石川万里子

野村 寿子

加藤 誠

加藤 延保

堀井 敏秀

平野 普也

野村 君枝

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明

原田 勝行

石川 和孝

渡邊 昭男

近藤 賢三

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第19号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第20号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙8件
議案第22号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙1件
報告第14号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙5件
報告第15号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙2件
報告第16号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙1件

<議事の次第>

午後4時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和5年第5回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は9番委員と11番委員にお願いします。  
それでは、議案に入ります。議案第19号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲受理由は、隣接地を購入し作物の増産を図り営農規模を拡大するため、譲渡理由は、高齢による耕作困難のためです。

申請地は、阿野町小島38番1、阿野町小島38番2 の2筆で、登記地目、現況地目は全て田、面積は145㎡、192㎡の合計337㎡です。

申請地の現況については、5月9日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

譲受人の所有農地は11筆で、4,766.75㎡あります。現況につきましては、阿野町大島の1筆、阿野町小島の6筆は、田植の準備がされている状態でした。阿野町東阿野の1筆と阿野町惣作の1筆は畑として管理されており、阿野町荊外山の2筆は柿や栗などが栽培されている状態でした。

今後は、家族で営農を行っていくとのことでした。

以上のとおり、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 5月14日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。当初、申請書では本人と母の2名で農業に従事するとのことでしたが、家族5名で従事するとのこと申請書の修正がありました。

- 事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同様に地区担当委員の1番委員の意見を求めます。
- 1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同様に農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。
- 最1番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 3番委員 所有農地の名義人は誰になりますか。また、そうであれば相続で取得したものでですか。
- 事務局 11筆中10筆が譲受人本人名義です。相続で取得したものになります。
- 3番委員 ということは4月から変更になった、3反以上持っていないと買えないという条件は大丈夫だということですね。
- 事務局 農地法第3条の下限面積要件は令和5年4月1日に撤廃されましたが。
- 3番委員 撤廃されたから、この方が買うことについては問題ないということですね。
- 事務局 4月からは3反要件はなくなりましたが、この世帯の所有面積は4,766.75㎡あります。そのうち大半が相続により譲受け人が所有しております。  
また、先程4番委員からも意見のあったとおり、譲受人お一人ではなく、ご家族で管理されているということです。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第19号は可決といたします。引き続きまして、議案第20号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第20号について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は分家住宅で使用貸借権設定になります。

申請者は、豊明市で妻と子の2人、両親の計6人にて生活しています。現居宅は、夫婦が結婚後、生活が落ち着くまでの間と考えていましたが、子供にも恵まれ家財道具が増えたことで大変手狭になり、仕事から帰ってきてても疲れが取れない状況の為、話し合いをしたところマイホーム建築に踏み切ってはどの結論に至り、父親が本申請地であれば建築しても良いと言ったため、今回の申請に至りました。

申請地は沓掛町下高根108番、登記地目、現況地目はともに畑、面積は293㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、消防署から北東に約0.7kmに位置します。

申請地は住居、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、5月9日に現地確認を行ったところ、整地し木材がおかれている状態でした。そのため、事務局より木材の撤去を指導し、今朝撤去済であることを確認いたしました。また、整地を行ってしまったことに対する始末書が添付してあります。

土地造成は整地のみです。給水は上水道を雨水は各所集水ますから最終柵に集水し、申請地南側水路へ放流します。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理し申請地南側水路へ放水します。

建築物は平家建で、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないように対処します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長

事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員

5月14日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。現地確認時は倉庫が建っていた跡の木材がありましたが、既に撤去されたことを写真で確認しました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長

同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

- 4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。
- 最4番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第20号は可決いたします。引き続きまして、議案第21号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第21号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。
- 1番案件から7番案件が新規契約分、8番案件が更新契約分となっています。
- 1番案件、2番案件は個人の新規契約で、1番案件、2番案件ともに使用貸借権設定です。こちらの方は、農業委員会に届け出ることなく、この農地で15年耕作を行っていましたが、正式に利用権設定を結ぶこととなり、今回、新規就農者として認定されました。
- 3番案件は、法人の新規契約です。
- 4番案件から7番案件は農地利用適格法人の新規契約で、すべて賃貸借権設定です。
- 8番案件は個人の更新契約で、賃貸借権設定です。
- 以上こちらのご審議をお願いします。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数

議 長 議案第21号は可決いたします。引き続きまして、議案第22号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号について説明します。農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件です。

変更目的は貸切バスの営業所・車庫新設です。

申出者である法人は、豊田市の本社を拠点として貸切バス運行事業を行っています。現在、申出者は名鉄前後駅から大学までの学生用スクールバスの運行を行っていますが、豊田市の営業所から名鉄前後駅までは遠方のため、配車に時間を要してしまっています。そのため大学近辺である申出地にて営業所・車庫を新設する必要があるため申出に至りました。

申出地は間米町森前1426番1、登記地目、現況地目はともに田、面積は1,028㎡です。

申出地は図面中央の囲んだ所で、豊明市役所から北西に約2kmに位置します。

それでは農振農用地の除外6要件について説明します。

第1号要件です。第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者は現在、大学の施設内にある職員駐車場の一部において仮設営業所を設けておりますが、あくまで仮の施設であり面積が不十分であること、また職員駐車場自体が不足していることから、早急に職員駐車場として返還する必要があるため、本施設の設置は必要かつ緊急性があると判断しました。農地区分については、申出地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむねね10ha未満の農地であり、第2種農地に該当し、他に代替可能な用地の確保が困難であることから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。申出者の利用状況及び事業計画書から、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。第2号要件は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地に該当する地域計画は作成されていません。

第3号要件です。第3号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に北東側に残る農用地は連続性を保つこと、また南西側に残る農用地は30aに満たないため、集落介在地として、農業振興地域整備計画の全体見直しにおいて除外するため支障はないと判断しました。

第4号要件です。第4号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

です。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画もないことから、今後の農業経営への支障はないと判断しました。

第5号要件です。第5号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第6号要件です。第6号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありました。委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第22号は可決いたします。引き続きまして、報告第14号、第15号、第16号について報告願います。

事務局 報告第14号、第15号、第16号について説明

議 長 以上のとおり、報告第14号、第15号、第16号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午後3時35分）。